

実施計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

「21世紀あいち福祉ビジョン」(以下「福祉ビジョン」という。)は、21世紀初頭におけるあいちの福祉の進むべき方向を県民に明らかにするために平成13年3月に策定したもので、「自立と自己実現を支える福祉」を基本目標として、平成13年(2001年)度から平成22年(2010年)度までの10年間の計画期間としています。

福祉ビジョンの計画内容を着実に達成するためには、障害者自立支援法の見直しなどの福祉制度の見直しや分権型社会の進展などの社会状況の変化に対応するとともに、県民のニーズに的確に対応し、計画的に推進していくことが必要です。

この実施計画は、こうした考えに基づき、第3期実施計画の計画期間の最終年である平成20年度に見直しを図ることとしております。

また、見直しにあたっては、「新しい政策の指針」や「ロードマップ208」に掲げられた主要な政策の方向性を踏まえながら、第3期実施計画の進捗状況等の評価を行うとともに新たな課題に対する各種施策・事業の目標数値等を具体的に掲げた新たな短期計画として第4期実施計画の策定を行うものであります。

2 計画の期間

この実施計画の計画期間は、福祉ビジョンの最終年度までの期間(平成21年度から平成22年度まで)の2年間とします。

ただし、実施計画の実効性をより高めたものとするため、個別分野の法定計画(愛知県高齢者保健福祉計画、愛知県障害福祉計画)の計画期間の最終年度と整合性を図ることとし、分野3及び分野4については、平成23年度までの目標数値を掲載しております。

3 計画の進行管理

実施計画の推進にあたっては、毎年度、その進捗状況を的確に把握し、計画の適切な評価や進行管理に努めるとともに、公表していきます。

4 施策・事業の範囲

施策・事業の範囲は、健康づくり及び子ども、障害者、高齢者などの福祉を推進するため、国、県、市町村、ボランティア、NPO、民間諸団体が本県において実施している施策・事業とします。

5 計画の基本的方向

この実施計画は、福祉ビジョンの分野別施策を実効あるものとするため、具体的

な目標数値を明らかにして各種施策・事業を進めていきます。

少子・高齢化がますます進行し、国の社会保障制度の見直しや地方分権が進む中、本県の財政状況は今後も厳しい状況が続くものと想定されることから、次の考え方に基づき、メリハリのある効果的な施策・事業の展開に努めていきます。

(1) 福祉ビジョンの着実な推進

福祉ビジョンを実効性のあるものとするため、この実施計画では、第3期実施計画の進捗状況について把握・評価を行い、さらに福祉ビジョンの策定後の社会情勢の変化に伴い、新たに発生しました福祉に対する課題に対して的確な対応を図るため、新たに平成22年度までの具体的な数値目標等を掲げ、着実に推進していくこととします。

(2) ソフト面の重視

この実施計画においては、健康・福祉にとって重要なソフト面の充実のため、既存のハードを有効に活用する仕組みづくりなど、ソフト面における積極的な展開を図っていきます。

(3) 市町村等との連携・協働指針

誰もが安心して生きがいをもって生活できる地域社会を築くためには、県民一人ひとり、家庭、コミュニティ、ボランティア、NPO、民間諸団体、企業、行政が連携し、協働して福祉を推進する必要があります。

この実施計画は、平成22年度までの、県が市町村や各種諸団体などと、連携・協働して福祉を推進するための具体的な指針とします。

(4) 分野ごとの法定計画との関係

障害者分野については、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」における取組について、福祉ビジョンの体系に沿った形で整合性を図るように記載しています。

また、高齢者分野についても、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」における取組について、福祉ビジョンの体系に沿った形で整合性を図るように記載しています。

6 施策・事業の取りまとめの考え方

(1) ライフステージに応じたまとめ

この実施計画は、福祉ビジョンの基本計画の体系により、「健康」などの理念から始まり、「子ども」、「障害者」、「高齢者」とつなぎ、最後に「地域」で結び、福祉が人の一生を通じたものとして、いわゆるライフステージに合わせて構成してあります。

(2) 具体的な目標水準の設定

県が取り組む事業を中心に、原則として平成22年度までの目標を、できるだけ具体的に、わかりやすい数値等で記載してありますが、「障害福祉計画」、「老人福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」と重複する取組については、同計画の計画期間との整合性から平成23年度までの目標としています。

なお、福祉行政については、指定都市である名古屋市は、制度上、県と同じ扱いがなされており、また、中核市である豊橋市、岡崎市及び豊田市についても、福祉行政上指定都市と同じ扱いになりますが、本実施計画における目標数値の記載については、原則として名古屋市及び中核市を含めて記載し、名古屋市及び中核市を除く場合についてはその旨を記載しています。

7 計画の性格

この実施計画は、ビジョン部門とあわせて、社会福祉法第 108 条に基づく「県地域福祉支援計画」として位置づけます。